

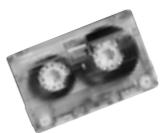
登記情報交換システム
による登記事項証明書
の交付

高知地方法務局南国出張所は、高度情報通信社会における登記行政の情報化施策として、7月22日(月)から登記情報交換による不動産登記事項証明書の交付事務を行います。南国出張所では、他の取扱登記所が管轄する土地および建物の登記事項証明書を請求することができません。

団体などの職員が職務上請求する場合でも、100円の納付が必要です。
請求に際しては、不動産の正確な所在地番・家屋番号などを申請書に記載する必要がありますので、事前に確認のうえ、ご利用ください。
なお、登記情報がコンピュータ化されていない不動産の証明書や、閉鎖登記事項証明書など発行できないものもあります。

お問い合わせは
高知地方法務局南国出張所
(8 6 3 ・ 2 3 0 3) まで

録音版「広報なんこく」のご利用を!



毎月市民の皆さんにお届けしています「広報なんこく」を視力に障害がある方にもご利用いただけるよう、録音版「広報なんこく」を作成します。

録音版「広報なんこく」は、高知農業高校放送部の皆さんの協力を得て、その**主な内容**をカセットテープに録音したもので、7月下旬から貸し出しを始める予定です。

視力に障害がある方で、貸し出しを希望される方はお申し出ください。

申込先・お問い合わせは
福祉事務所社会係(8 8 0 - 6 5 6 6)
企画課広報統計係(8 8 0 - 6 5 5 3)

市民からのお便り

今回の親子クイズは、楽にできましたが「こめんまちこさん」初めて知りました。間違っていないければ...



知って得する国民年金

国民年金受給者の皆さんへ
次の場合は届け出が必要!

届出先は原則、南国社会保険事務所になりますが、一部異なる場合があります。

年金受給者が行う主な手続き

誕生日がきたとき

年金受給権者現況届を誕生日の末日までに着くように、社会保険業務センターに提出してください。なお、現況届が提出されないときは、年金の支払いが一時停止され、期限を過ぎて提出された場合、支払再開までに2カ月程度かかります。

* 年金支給開始1回目の誕生日には、現況届の提出は不要です。

住所と年金の受取先を変えるとき

住所・支払機関変更届を提出してください。届書に変更後の住所・振込先の口座番号を記入して、金融機関の証明を受けてください。氏名が変わったとき

年金受給権者氏名変更届を提出してください。年金証書、戸籍抄本(届書に氏名変更に関する市長の証明がない場合)を添付します。年金証書の紛失や、年金証書が破れたとき

年金証書再交付申請書を提出してください。破れたり汚したりしたときは、その証書を添付します。

年金を2つ以上受けられるようになったとき
国民年金は1人1年金制が原則のため、基礎年金を2つ以上受けられないことになっています。有利な方を選択し、年金受給選択申出書を提出してください。

* 受けようとする年金によって、提出先や、必要な添付書類が変わります。

保険料は便利で
確実な口座振替を!

国民年金の保険料は、翌月の末日が納付期限となっています(万一、この期間に納められない場合は、納期限から2年間は納めることができます)。

保険料を毎月納付書で金融機関へ納めに行くのは大変ですし、ついすっかり納め忘れがあると、老齢基礎年金や、もしものときの障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。そんな手間や無駄を口座振替が解消します。申込方法は、通帳と届出印・基礎年金番号の分かるもの(年金手帳・納付書)を金融機関にご持参のうえ、手続きしてください。また、6カ月前納、1年前納も口座振替が利用できます。

お問い合わせは
市民課年金係(8 8 0 - 6 5 5 5)
南国社会保険事務所(8 6 4 - 1 1 1 1)まで



ごみ出しは定められた日に!



★ビン・雑ごみ・ペットボトルの収集

日	曜	地 区
7/1	月	十市(南部)
2	火	片山、里改田
3	水	浜改田
4	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
5	金	立田
6	土	田村
8	月	下唎内、物部、開田
9	火	稲生
10	水	能間、野田口、朝日町、城陸、榎田町
11	木	稲吉、西窪、新川
12	金	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、伊達野、大桶団地
13	土	篠原、明見
15	月	野田(東芝団地を除く)
16	火	後免町、東崎西部改良住宅、日吉町、東芝団地
17	水	白木谷、蒲原団地、蒲原住宅
18	木	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
19	金	北小籠、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目 8区(たちばな団地・小籠団地を含む)
20	土	祈年、東崎(東部・西部)、駅前町
22	月	国分、比江、左右山、岩村
23	火	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原
24	水	常通寺島、中島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
25	木	久礼田、植田
26	金	奈路、瓶岩、領石、植野
27	土	十市(北部)、緑ヶ丘
8/1	木	久枝(開田を除く)、下島、前浜
2	金	立田
3	土	田村
5	月	十市(南部)
6	火	片山、里改田



* ペットボトルの収集ステーションは、可燃ごみを収集しているステーションです。
* 【雑ごみ】とは、「旧、金属以外の不燃ごみ」です。

★紙類・布類の収集(新聞紙・雑誌・紙パック・古着)

と き	地 区
7月1日・15日 (第1・3月曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町 (吉本小児科前を除く)
7月2日・16日 (第1・3火曜日)	下島、田村(ババース南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唎内を除く)、野田、後免町、東芝団地 吉本小児科前
7月3日・17日 (第1・3水曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
7月8日・22日 (第2・4月曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
7月9日・23日 (第2・4火曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババース北) 岩村、下唎内
7月10日・24日 (第2・4水曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅

★カン・金属類の収集

日	曜	地 区
7/1	月	片山、里改田、浜改田
2	火	領石、植野、久礼田、植田
3	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
4	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
5	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
6	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
8	月	十市(南部)
9	火	東崎(東部・西部)、日吉町、駅前町、東崎西部改良住宅
10	水	東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、祈年、小籠団地
11	木	立田、田村
12	金	後免町、野田、東芝団地
13	土	陣山、三島、上末松、下末松、西山、上廿枝、西島、古市
15	月	片山、里改田、浜改田
16	火	領石、植野、久礼田、植田
17	水	野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町、西窪、新川、稲吉
18	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
19	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
20	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
22	月	下唎内、物部、開田
23	火	久枝(開田を除く)、下島、前浜
24	水	稲生
25	木	十市(北部)、緑ヶ丘、岩村
26	金	奈路、瓶岩、白木谷
27	土	国分、比江、左右山、北小籠
8/1	木	田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
2	金	笠ノ川、八幡、小蓮、定林寺、滝本、蒲原(団地・住宅を含む)
3	土	中島、常通寺島、吉田、江村、小籠、三軒屋(長岡小籠)
5	月	片山、里改田、浜改田



★ダンボールの収集

と き	地 区
7月4日・18日 (第1・3木曜日)	十市(北部)、緑ヶ丘、稲吉、新川、西窪、野田口、能間、城陸、榎田町、朝日町 (吉本小児科前を除く)
7月5日・19日 (第1・3金曜日)	下島、田村(ババース南) 浜改田、久枝、前浜、物部(下唎内を除く)、野田、後免町、東芝団地 吉本小児科前
7月6日・20日 (第1・3土曜日)	植田、植野、瓶岩、久礼田、才谷、宍崎、白木谷、外山、奈路、八京、領石、三軒屋(長岡小籠)、東山町、幸町、元町、小籠1~2丁目、8区、小籠団地
7月11日・25日 (第2・4木曜日)	稲生、片山、里改田、十市(南部)、田井、八木、山崎、竹中、関、西野々、住吉野、大桶団地、篠原、明見、伊達野
7月12日・26日 (第2・4金曜日)	上末松、上廿枝、国分、北小籠、三島、下末松、陣山、左右山、西島、西山、比江、古市、立田、田村(ババース北) 岩村、下唎内
7月13日・27日 (第2・4土曜日)	笠ノ川、蒲原、小蓮、常通寺島、定林寺、滝本、中島、八幡、岡豊町小籠、吉田、江村、祈年、東崎、駅前町、日吉町、東崎西部改良住宅